

ほんだ病院運営規程

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)

この運営規程において医療法人魚野会が開設するほんだ病院（以下「施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援状態、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものである。

この事業は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設では、サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練を行うとともに、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援につとめる。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に通所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの一体的運営)

第3条 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションは同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 事業所の名称 ほんだ病院
- 2) 事業所の所在地 新潟県魚沼市原虫野433番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 ほんだ病院通所リハビリテーションにおける従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（資格：医師 勤務形態：常勤）

・管理者は事業所における従業者の管理、指導及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2) 医師 1名以上

・医師は利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うに当たり指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

3) 理学療法士又は作業療法士 1名以上

4) 理学療法士、作業療法士又は看護・介護従業者 4名以上

・理学療法士、作業療法士又は看護・介護従業者は医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画に従って、利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

1) 営業日 年末年始(12月31日、1月1日)を除く日とする。

2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施単位及び利用定員は次の通りとする。

34名 (1単位)

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 サービス計画に基づき提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。心身の機能の維持回復を図り、医学的かつ日常生活の自立を助けるために行われる介護、機能訓練その他にも食事、入浴等も提供する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 保険対象外費用については、別表料金表により支払を受ける。

3 前各項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者、又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

魚沼市(小出地域、堀之内地域、湯之谷地域、広神地域)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

1 サービスの利用にあたり、担当従業者の指示に従うこと

- 2 担当従業者の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること
- 3 サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること
- 4 サービス利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること
- 5 サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること

(緊急時の対応方法)

第12条 従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じる事とする。

- 2 従業者は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の消防訓練を実施することとする。
- 3 非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定している。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 従業者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を決して漏洩しない。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、施設の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 1) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を実施
- 2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待防止のために必要な措置（虐待防止に関する担当者の選定及び委員会の開催等）

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 事業者は社会的使命を十分に認識し、従業者の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

- 2 事業者は、従業者の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行う。
- 3 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成13年7月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成14年7月15日から施行する。

附則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年2月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和3年8月1日から施行する。